

にかほ市告示第54号

にかほ市受発注商談会等参加費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、にかほ市内事業所が県内外で開催の受発注商談会等への参加を通じ、販路拡大による管内企業の競争力向上の発展に資するため、市が交付する受発注商談会等参加費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、にかほ市に事業所を有する中小企業基本法第2条に定める中小企業者で、次の要件をいずれも満たすものを対象とする。

- (1) 企業の受発注機会の活発化を促進し、新規取引先の開拓を図ることを目的とする事業者
- (2) 納期の到来した市税を完納している事業者

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる受発注商談会等は、次の各号に定めるものとして、市内企業が参加するものをいう。

- (1) 発注企業と受注企業が一堂に会する個別面談形式による商談会
- (2) 展示商談会等参加費補助金の対象事業として認められた商談会
- (3) 前2号以外で、市長が特に認めた受発注商談会等

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費及び補助額は、受発注商談会等へ参加するための費用で次に掲げるものとする。ただし、展示商談会等参加費補助金の交付を受ける場合は、下記(3)のみを対象とする。

- (1) 受発注商談会参加料
- (2) 参加のための旅費（交通費及び宿泊費で、1名分のみ対象）
- (3) PCR検査費用（自費分）

(補助金額)

第5条 補助金額は、予算の範囲内において、別表のとおりとする。ただし、国、県、その他団体等から助成を受けている場合は、補助対象経費からその助成金額を差し引いた

残額についてのみ対象とする。

(補助期間)

第6条 同一補助対象者に対する補助金の交付は、各年度一回限りとする。

(申請の手続等)

第7条 申請及び実績報告の様式並びにその他必要な書類は、市長が別に定める。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付申請、決定、報告等の手続については、にかほ市補助金等の交付に関する規則（平成17年にかほ市規則第42号）によるものとする。

(補足)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
(1)	受発注商談会参加料	補助対象経費 の1/2	(1)と(2) 合わせた上限 2万円(千円未 満切り捨て)	
(2)	参加のための旅費			交通費及び宿 泊費(1名分)
(3)	PCR検査費用(自費)	補助対象経費 の10/10	上限3万円	参加者分

合計最大5万円